

遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む 食品に関する表示について

報告書 ー抜粋ー

平成 12 年 7 月 13 日
食品衛生調査会表示特別部会

I (略)

II アレルギー物質を含む食品に関する表示について

1 表示義務化の必要性

- 近年、アレルギーをはじめとした過敏症(以下「アレルギー疾患」という。)を惹起することが知られている物質(以下「アレルギー物質」という。)を含む食品に起因する健康危害が散見されている。こうした危害を未然に防止するため、表示を通じた消費者への情報提供の重要性が高まっているが、現行の食品に関する表示制度は、含有量などによってその原材料の表示義務が課されない場合などがあり、食品中のアレルギー物質の有無を知るには不十分であると考えられる。
- このようなことから、平成 11 年 3 月 5 日の食品衛生調査会表示特別部会「食品の表示のあり方に関する検討報告書(平成 10 年度)」において、「食品中のアレルギー物質については、健康危害の発生防止の観点から、これらを有する食品に対し、表示を義務づける必要がある。」とされたところである。
- さらに平成 11 年 6 月には、FAO/WHO 合同食品規格委員会(コーデックス委員会)総会において、アレルギー物質として知られている 8 種の原材料を含む食品にあっては、それを含む旨を表示することで合意され、今後、加盟国において各国の制度に適した具体的な表示方法を検討することが求められることとなった。
- したがって、これらの国際的な動向も踏まえ、消費者の健康危害の発生を防止する観点から、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)においてもアレルギー物質を含む食品にあっては、それを含む旨の表示を義務付けることが必要であると考えられる。

2 表示の対象範囲と表示方法

(1) 対象範囲

- 未加工食品にあつては、過去からの食経験によりアレルギー物質を含む食品であるか否か消費者自身が判断することが可能であるが、加工食品にのつては、外見上からは食品中のアレルギー物質の有無を判断しにくいことから、表示の対象範囲は「容器包装された加工食品」とすることが望ましい。

(2) 表示方法

- 原理的には、多くの食品の原材料はアレルギー疾患の原因となりうるが、厚生科学研究費補助金による研究により、重篤なアレルギー症状を惹起した症例を検討した結果、重篤なアレルギー症状を惹起した原材料はいくつかの特定の原材料に限られていた。

このことから、表示の方法は、過去の健康障害などの程度、頻度を考慮して重篤なアレルギー症状を起因する実績のあつた食品について、その原材料を表示させる「特定原材料名表示」方式とすることが適当である。

- また、特定原材料に指定された原材料を用いて食品を製造若しくは加工した場合には、それら製造された食品の原材料に必ず当該原材料名を表示しなければならない。
- なお、アレルギー疾患を有する者は、一般に自らどのような物質で症状を誘発するか認識しており、原材料表示をもって食品中のアレルギー物質の有無を判断できることが多いことから、「アレルギーを誘発する恐れのある材料が含まれています。」などのアレルギーに関する警告表示まで表示する必然性は少ないと考えられる。

(3) 含有量との関係

- 食物アレルギーについては、人によっては舐める程度でアナフィラキシー症状が惹起されるなど、極微量のアレルギー物質によって症状が生じることがあることに鑑み、アレルギー物質を含む食品にあつては、その含有量にかかわらず当該原材料を含む旨を表示する必要がある。
- ただし、高価な原材料が特定原材料である場合、含有量等の表示がないと、ごく微量が含有されているだけでも、あたかも多く含まれ高価な食品であるかのような誤認を消費者に与えるおそれもあることから、表示に当たつては、例えば5%未満、エキス含有など、それらの含有量、形態に着目した表示も併せて記載されることが望ましい。

3 特定原材料

○ 我が国における過去の健康危害の実情を調査し、過去に一定の頻度で血圧低下、呼吸困難又は意識障害等の重篤な健康危害が見られた淀例から、その際に食した食品の原材料の中で明らかに特定された原材料を、特定原材料とする。

○ 特定原材料は以下のとおりとする。

あわび、イカ、いくら、エビ、オレンジ、カニ、キウイフルーツ、牛肉、牛乳、くるみ、小麦、さけ、さば、そば、大豆、卵、チーズ、鶏肉、ピーナッツ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、リンゴ

○ なお、特定原材料の指定に当たっては、コーデックス委員会においてアレルギー物質として以下の8種の原材料(及びそれを含む食品)を表示対象品目として表示することが昨年7月合意されたところであり、その整合性にも配慮することが望ましい。

- 1) グルテンを含む穀類及びその製品
- 2) 甲殻類及びその製品
- 3) 卵及び卵製品
- 4) 魚及び魚製品
- 5) ピーナッツ、大豆及びその製品、
- 6) 乳・乳製品(ラクトースを含むもの)
- 7) 木の実及びその製品、
- 8) 亜硫酸塩を10mg/kg以上含む食品

○ しかし、コーデックスの表示対象品目は、分類の概念というべきものであり、食品の原材料の個々別に表示を行ったとしても、矛盾しないと考えられる。

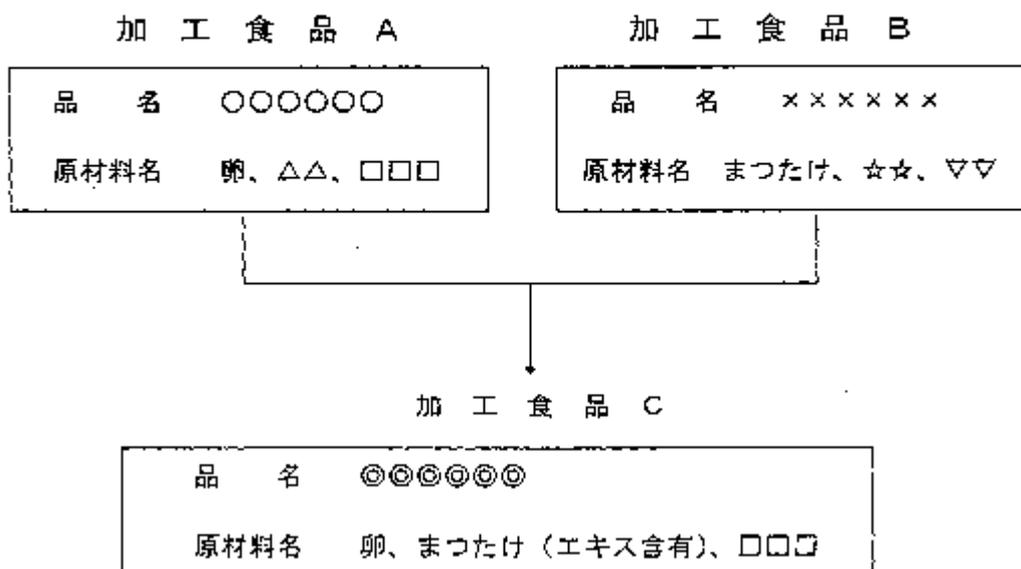
なお、この度の調査により特定原材料に指定する食品原材料は、結果的にコーデックスの表示対象品目のうち、1)～7)に該当した原材料になっている。

8)については、調査設計が2年以上も前ということもあり、必ずしも十分な調査ができなかったため、今後は、十分な調査を行うことが必要である。

○ 今後は、国内の健康危害に係る実態調査及び文献調査結果並びにコーデックス委員会での表示対象品目の改正に応じ、適宜特定原材料の見直しを行うことが望まれる。

参 考

* 表示例 *



* 特定原材料（卵、まつたけ）は、含有率が微量であっても表示